

事務連絡  
令和6年3月18日

長野国有林森林整備協会  
名古屋造林素材生産事業協会  
(一社)長野林業土木協会  
(一社)名古屋林業土木協会  
(一社)林道安全協会中部支所  
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生（4号）について

令和5年11月28日、九州局の造林事業、森林環境保全整備事業（保育間伐（活用型））の事業箇所において重大災害が発生したので、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、間伐作業現場において、被災者が伐倒した伐倒木（スギ）を同僚が木材グラップル機により集材していた際に、何らかの原因により被災者は胸部を強打し被災したものと推定されるものです。

本災害は、労働基準監督署による現場検証が複数回行われたものの、被災者が胸部を強打したと集材作業との因果関係の特定には至らなかったものです。

集材作業時における立入禁止区域の徹底や地形条件を考慮した退避の検討・指示が不十分であった可能性も否定できず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっています。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当：企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡

令和 6 年 3 月 15 日

各森林管理局

森林整備部長 殿

(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

## 請負事業体等の重大災害の発生について

令和 5 年 11 月 28 日、九州森林管理局管内の造林請負事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、間伐作業現場において、被災者が伐倒した伐倒木（スギ）を同僚が木材グラップル機により集材していた際に、何らかの原因により被災者は胸部を強打し被災したと推定されるものである。

本災害は、労働基準監督署による現場検証が複数回行われたものの、被災者が胸部を強打したことと集材作業との因果関係の特定には至らなかったものであるが、請負事業体における集材作業を実施する際の、立入禁止区域の徹底や地形条件を考慮した退避の検討・指示が不十分であった可能性も否定できず、国有林野事業における請負事業体等の労働災害防止対策を推進する上で非常に憂慮すべき事態である。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協力を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」(令和 5 年 4 月 26 日付け林野庁業務課長事務連絡)に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

## 記

- 1 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより作業者に危険が生ずるおそれのある箇所に作業者を立ち入らせてはならない。（安衛則第151条の95、林災防規程第101条、第114条関連）
- 2 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来等により作業者に危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に作業者を立ち入らせてはならない。（安衛則第151条の96、林災防規程第101条、第114条関連）

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(接触の防止)

第百五十一条の九十五 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(立入禁止)

第百五十一条の九十六 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に労働者を立ち入らせてはならない。

林業・木材製造業労働災害防止規程（令和5年12月11日適用）

(立入禁止)

第101条 会員は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等と接触のおそれや飛来、落下等の危険が生ずるおそれのある箇所に作業者を立ち入らせてはならない。

(立入禁止)

第114条 会員は、伐木等機械（フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラップル機等をいう。以下同じ。）による作業を行う場合には、次に掲げる場所に、作業者を立ち入らせてはならない。

- (1) 伐木等機械による作業を行っている場所の下方で、原木の転落又は滑りによる危険を生ずるおそれのある場所
- (2) 作業中の伐木等機械又は扱っている原木に接触するおそれのある箇所
- (3) 伐倒作業中は、運転席から伐倒する立木の高さの2倍以上を半径とする円の範囲内
- (4) 造材作業中は、運転席からブーム、アームを最大に伸ばした距離の2倍以上を半径とする円の範囲内と原木を送る方向

(別添)

令和 5 年度

<林 野 庁 集 計>

令和6年1月31日現在

国有林野事業の実行に係わる  
請負事業体等の死亡災害報告  
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	3			1				4
前年度同期累計	1					1		2
前 年 度 計	1					1		2

※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	九州森林管理局 宮崎南部森林管理署
2 事業の種類	造林事業請負(森林環境保全整備事業・保育間伐(活用型))
3 災害発生日時等	令和5年11月28日(火)14時30分頃 発生 (死亡:令和5年11月28日(火)16時30分頃 死因:心臓損傷、右肺下葉挫傷、左右肋骨多発骨折)
4 災害発生場所	宮崎県日南市北郷町北河内 和當地国有林1043 た林小班
5 契約相手方	木城林産株式会社 代表取締役 井川 彰
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢:50歳 性別:男 雇用区分:常雇 社会保険等加入状況:(健)(厚)(労)(雇)退 共
8 従事作業	伐倒作業
9 災害の概況 【聞き取り内容】	当日、被災者は、1043 た林小班的スギ人工林(63年生)において、午前7時からミーティングを行い、午前8時から同僚3名(被災者(伐倒)、同僚A(集材及び同僚Bの造材箇所への運材)、同僚B(プロセッサ造材)、同僚C(フォワーダ運材))と保育間伐(活用型)の伐木造材作業に従事していた。 被災者は、午後から森林作業道の下側傾斜約30度にあるスギ3本(スギA・伐根62cm、スギB・伐根46cm、スギC・伐根52cm)を1本ずつ斜面上方の森林作業道に向けて伐倒し、同僚Aは森林作業道からグラップルにてスギAから順に伐倒材の先端部をトングで掴み森林作業道上(集材場所)に引き上げ約80m先の集積場まで自走で運搬し、同僚Bがプロセッサで造材、巻立てを行っていた。 同僚Aは、14時20分頃、被災者が3本目のスギCを伐倒した後に退避場所から無線機により退避完了の合図があったので、1本目、2本目と同様にグラップルでスギCを集材し、自走により集積場に材を下ろして再度、集材場所まで引き返した。その際、次の作業箇所に移動するために森林作業道に上がっているはずの被災者が見当たらないのを不審に思い、グラップル

<p>【ここからは推定】</p>	<p>の中から被災者に向けて声をかけたが返事が聞こえないので、グラップルのエンジンを切り、森林作業道に降りて作業箇所の周辺を探したところ、森林作業道より約 15m下の広葉樹（胸高直径 10 cm）の根元にうつ伏せに倒れている被災者を発見した。</p> <p>同僚Aは被災者のもとに駆け付け、声を掛けたが返事もなく、意識もなかったので、すぐに同僚B、Cに無線で災害を知らせ、被災者の救護にあたった。15 時頃に同僚A及び同僚Bが携帯電話の通じるところまで行き、同僚Aが会社に連絡、同僚Bは消防署へ救急車の要請を行った。その後、簡易担架を作成の上、被災箇所より下方の森林作業道から被災者を移送し、社用車に乗せ、15 時 20 分に 2 kmほど離れた椿山森林公園で救急車と合流した。その場で救急隊員より心肺停止の確認がされ、応急処置を行い、救急車は宮崎大学医学部附属病院に向け出発し、16 時頃到着。16 時 30 分に死亡が確認された。</p> <p>なお、11 月及び 12 月に日南労働基準監督署による現場検証が複数回行われたが、令和 6 年 2 月 6 日（火）に日南労働基準監督署から事業体に対して災害原因は特定できないとの連絡があった。</p> <p>被災者は、何らかの原因で、胸部を強く打ち被災したものと推定される。</p>
<p>10 その他</p>	<p>被災者は「緑の雇用」事業の研修生として従事していた。</p>



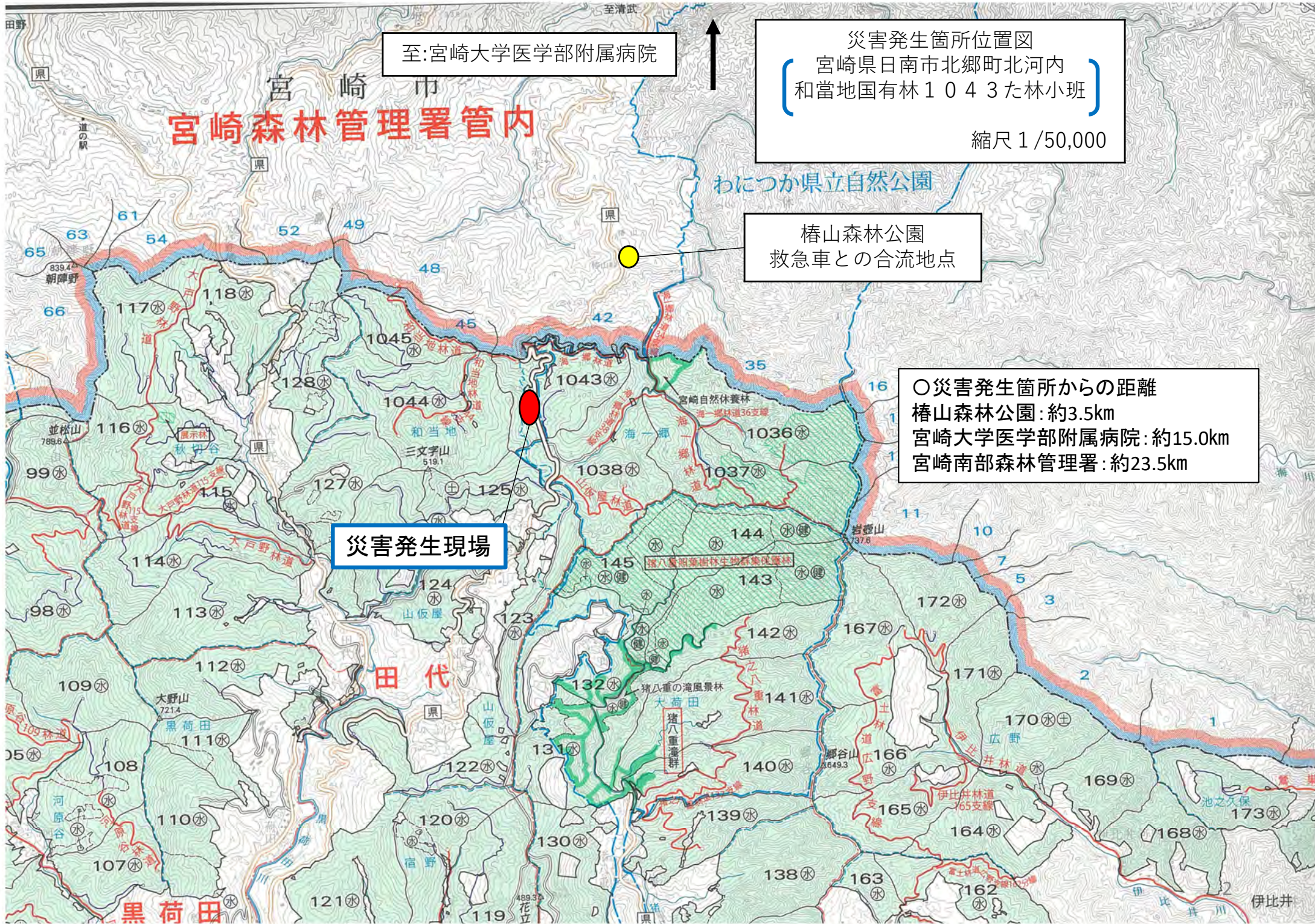


## 位置図

宮崎南部森林管理署  
 宮崎県日南市北郷町北河内  
 和當地国有林1043た林小班

○災害発生箇所からの距離  
 椿山森林公園: 約3.5km  
 宮崎大学医学部附属病院: 約15.0km  
 宮崎南部森林管理署: 約23.5km





至:宮崎大学医学部附属病院

災害発生箇所位置図  
宮崎県日南市北郷町北河内  
和当地国有林1043た林小班  
縮尺1/50,000

樺山森林公園  
救急車との合流地点

○災害発生箇所からの距離  
樺山森林公園:約3.5km  
宮崎大学医学部附属病院:約15.0km  
宮崎南部森林管理署:約23.5km

災害発生現場



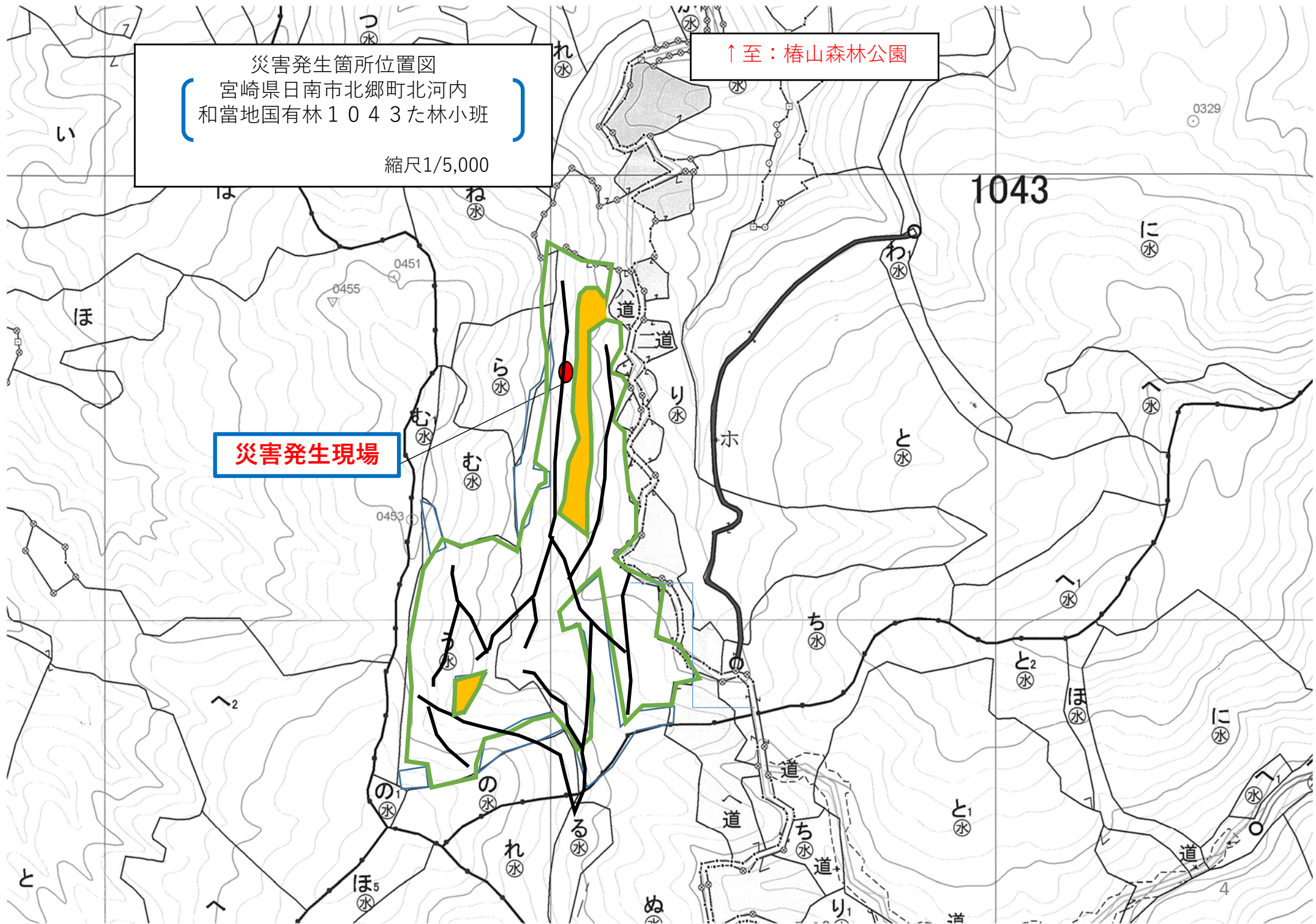
災害発生箇所位置図  
宮崎県日南市北郷町北河内  
和當地国有林1043た林小班

縮尺1/5,000

↑至：椿山森林公園

1043

災害発生現場





作業配置状況

同僚C(運材)



同僚B(造材)  
「(集積場)」



同僚A(集運材)  
「(集材場所)」



被災者(伐倒)



県道27号線

至:北郷町

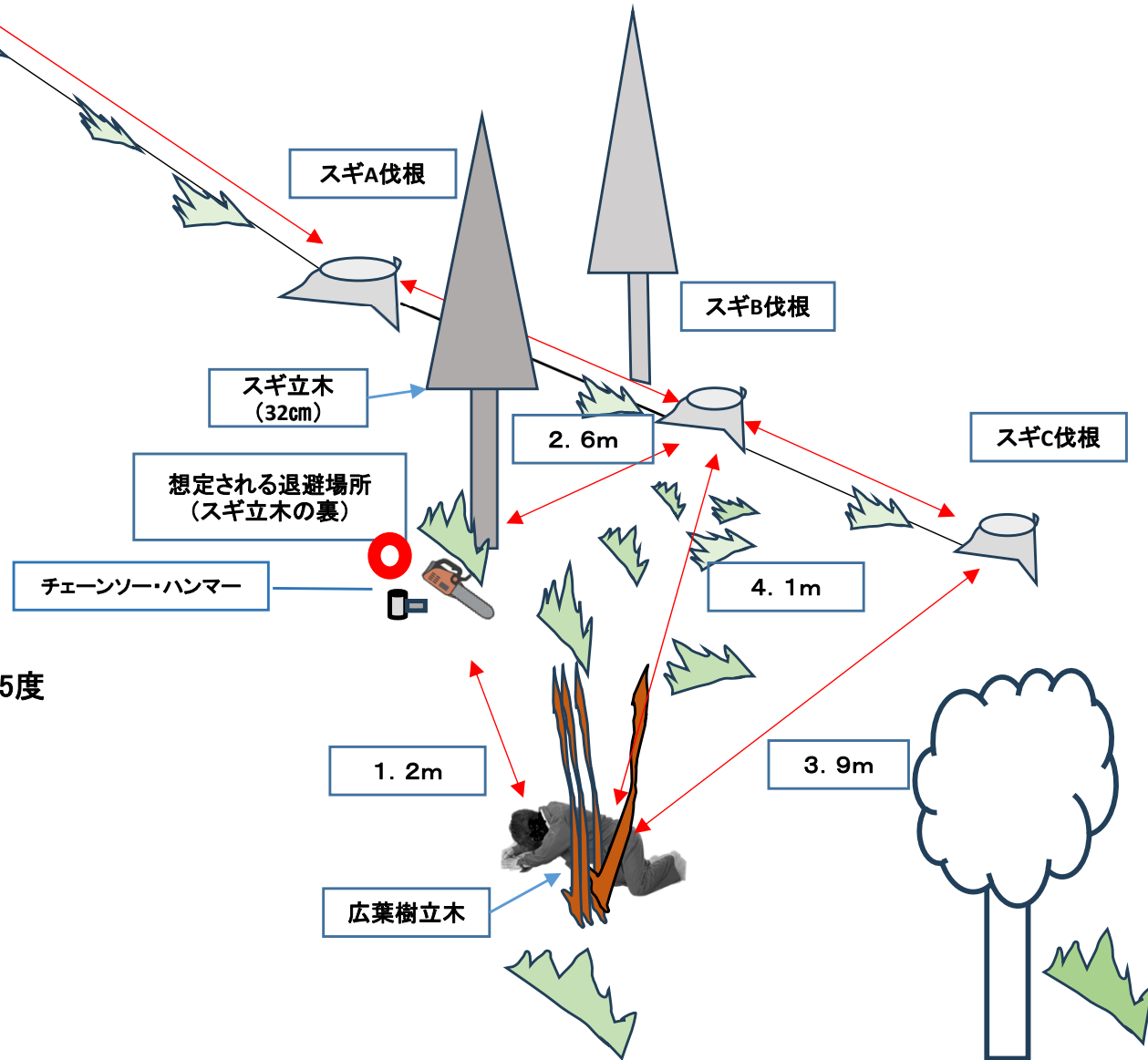
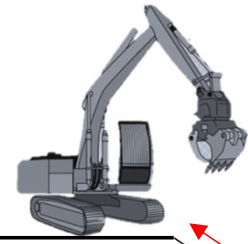
至:椿山森林公園





# 災害発生箇所見取図

森林作業道  
(集材箇所)



- 森林作業道(路肩)～スギA: 距離9.7m・傾斜45度
- スギA～スギB: 距離3.1m・傾斜30度
- スギB～スギC: 距離3.1m・傾斜30度
- スギB～スギ立木: 距離2.6m
- チェーンソー～被災者: 距離1.2m・傾斜40度
- スギB～被災者: 距離4.1m・傾斜40度
- スギC～被災者: 距離3.9m・傾斜40度



# 災害発生箇所現況写真



スギ立木

想定される退避場所  
(スギ立木の裏)

被災者

スギC 伐根

スギB 伐根

スギA 伐根

森林作業道(路肩)～スギA: 距離9.7m・傾斜45度  
スギA～スギB: 距離3.1m・傾斜30度  
スギB～スギC: 距離3.1m・傾斜30度  
スギB～被災者: 距離4.1m・傾斜40度  
スギC～被災者: 距離3.9m・傾斜40度

森林作業道  
(集材場所)



# 災害発生箇所現況写真【下方より】

森林作業道(路肩)～スギA: 距離9.7m・傾斜45度  
スギA～スギB: 距離3.1m・傾斜30度  
スギB～スギC: 距離3.1m・傾斜30度  
スギB～被災者: 距離4.1m・傾斜40度  
スギC～被災者: 距離3.9m・傾斜40度





スギC伐根  
根元径：約52cm

